

|  |                       |     |               |  |  |
|--|-----------------------|-----|---------------|--|--|
| 判決年月日  | 平成24年2月22日            | 担当部 | 知的財産高等裁判所 第4部 |  |  |
| 事件番号   | 平成23年(ネ)10053, 10082号 |     |               |  |  |
| ○控訴人が制作した体験型展示物について、 制作者の個性が表現されたものとはいえない、 創作的な表現であるということはできないとして、 著作物性を認めた原判決の判断が否定された事例  |                       |     |               |  |  |
| ○控訴人が制作した体験型展示物の著作物性の有無それ自体は、 著作権侵害を理由とする請求の当否の前提問題として判断されるべきものであって、 かつ、 それで足りり、 著作物性が認められた場合における当該著作権の帰属それ自体を争っているわけではない被控訴人との間において、 同展示物について著作物性が認められるとして、 控訴人が著作権を有することの確認を求める訴えは、 確認の利益がなく、 不適法である。  |                       |     |               |  |  |
| ○控訴人と被控訴人とは、 競争関係にあるところ、 控訴人がウェブサイトに掲載した注意書が、 虚偽の内容を含み、 被控訴人の事業が控訴人の権利を侵害する違法なものであり、 又は、 被控訴人が控訴人を脅すなど不当な経緯により事業をするに至った旨を、 注意書を見る不特定多数の者に印象付けるものであって、 被控訴人の営業上の信用を害するものである以上、 控訴人による注意書のアップロードは、 虚偽の事実を流布する行為（不正競争防止法2条1項14号）に当たり、 当該注意書の削除を求める仮処分の申立ては違法ではない。 |                       |     |               |  |  |

（関連条文）著作権法2条1項1号・15号、20条、不正競争防止法2条1項14号

本件は、 体験型展示物（X装置）の制作者である控訴人兼附帯被控訴人（X）が、 Y装置を用いてイベントへの出展等の事業を行っている被控訴人兼附帯控訴人（Y）に対し、 以下の①ないし④の請求をした事案である

①X装置について、 Xが著作権を有することの確認を求める請求

②X装置についてのXの著作権（複製権）及び著作者人格権（同一性保持権）侵害並びに不正競争防止法2条1項1号、3号、7号に該当するとして、 著作権法112条、 不正競争防止法3条に基づくY装置を使用した事業の差止め及びY装置の廃棄を求める請求

③著作権（複製権）及び著作者人格権（同一性保持権）侵害を理由として、 民法709条に基づき、 前記不正競争行為によるXの営業上の利益の侵害を理由として、 不正競争防止法4条に基づき、 Yの前記行為は、 XとYとの間の共同事業実施契約における秘密保持義務に違反するものであるとして、 債務不履行責任に基づき、 Y装置の使用に関して生じた損害2000万円の内金1000万円及び遅延損害金の請求

④Xが制作管理するウェブサイト上に本件注意書をアップロードしたことが、 競争関係にあるYの営業上の信用を害する虚偽の事実を流布する行為（不正競争防止法2条1項14号）に該当すると主張して、 Yが本件注意書の削除を求める仮処分命令を申し立てたことが、 違法なものであるとして、 民法709条に基づき、 Xの損害710万円及び遅延損害金の支払を求める請求

原判決は、 XがX装置の著作権を有することの確認請求を認容し、 その余の請求については棄却した。

Xは、 これを不服として控訴に及ぶとともに、 当審において、 YがY装置を用いて営業活動を行ったことは、 競業相手であるXの信用や労力を違法に無断使用する行為であって、 不法行為を構成するものであると主張して、 民法709条に基づく請求を追加した。 Yは、

原判決がX装置に係るXの著作権確認請求を認容した点について、これを不服として附帯控訴した。

本判決は、次のとおり判示し、Yの附帯控訴に基づいて、原判決のうち、X装置の著作権に係る確認請求を認容した部分を却下し、Xのその余の請求を棄却した部分に対するXの控訴及び当審における追加請求をいずれも棄却した。

① X装置の著作物性について

Xが指摘するX装置の創作性については、思想ないしアイデア、X装置の機能や当該機能を発揮させるための構成等にすぎないか、あるいは制作者の個性が表現されたものとはいえないから、これをもって創作的な表現であるということはできず、X装置には創作性を認めることはできない。

② X装置の著作権に係る確認請求の当否について

Xは、本件訴訟において、X主張に係る著作権がXに帰属することをYとの間において確認することを求めるものではなく、X装置に著作物性が認められて著作権の対象となり得るものであることをYとの間において確認することを求めるものであるところ、X装置に著作物性が認められて著作権の対象となり得るものであるならば、当該著作権がXに帰属すること自体はYが争うところでなく、Yは、X装置に著作物性があるか否かを争うとともに、著作物性が認められたとしても、Y装置がXの主張する著作権を侵害するものではないとして、Xの主張を争っているものである。このような場合において、X装置の著作物性の有無それ自体は、著作権侵害を理由とする請求の当否の前提問題として判断されるべきものであって、かつ、それで足り、X装置に著作物性が認められた場合における当該著作権の帰属それ自体を争っているわけではないYとの間において、X装置について著作物性が認められるとして、Xが著作権を有することの確認を求める訴えは、確認の利益がなく、不適法であるから、却下されるべきものである。

③ 本件仮処分申立ての違法性の有無について

XとYとは、体験型の展示装置を使用したイベントの実施を行う点で競争関係にあるところ、本件注意書は、虚偽の内容を含むものであったと認められる。本件注意書の記載は、Yの事業がXの権利を侵害する違法なものであり、又は、YがXを脅すなど不当な経緯により事業をするに至った旨を、本件注意書を見る不特定多数の者に印象付けるものであつて、Yの営業上の信用を害するものであったから、Xによる本件注意書のアップロードは、虚偽の事実を流布する行為（不正競争防止法2条1項14号）に当たる。したがって、Yの本件仮処分命令の申立てを相当と認め、本件注意書の削除を命じた本件仮処分命令それ自体に違法な点はない。よって、他に特段の事情が認められない本件において、Yの本件仮処分の申立てが違法であった旨のXの主張を採用することはできない。